

23 監査公表第 6 号（平成 23 年 6 月 30 日付 福岡市公報第 5840 号 公表）分
（事務監査）

1 市民局

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>ア 校庭夜間開放事業の助成金支出による事業実施方法の見直しを求めるもの （スポーツ振興課）</p> <p>平成 21 年度の福岡市立学校校庭夜間開放事業実施に係る事務処理において、市は福岡市地域スポーツ振興事業業務委託契約のなかで業務受託者に校庭夜間開放事業を実施させ、各事業対象校の福岡市立学校校庭夜間開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）への助成金（46,000 円）を支出させていたが、各事業対象校の運営委員会の事務執行において、次のような不適切な事務処理となっていた。また各学校や公民館で行った実査の結果、運営委員会への助成金支出という方法についても、次のような状況が見受けられた。従って、各運営委員会への助成金支出による事業実施方法について、見直しを行われたい。</p> <p>(ア) 運営業務受託者が行った平成 21 年度の運営委員会への助成金支出事務において、各事業対象校の運営委員会から提出された平成 21 年度学校校庭夜間開放事業実績報告書等に、次のような支出内容等が不明であったり、内容について疑問のある事例が見受けられた。しかしながら、市所管課はそれぞれの内容について具体的な調査、確認等を行うことなく、業務完了と認めていた。</p> <p>a 実績報告書の収入金額、支出金</p>	<p>【措置済(平成 27 年 7 月 29 日通知)】</p> <p>学校施設開放のあり方については、教育委員会、市民局、こども未来局が連携して、地域、関係者等の意見を伺いながら、抜本的な見直しの検討を行った。</p> <p>平成 28 年 4 月の実施に向けて方針決定を行い、助成金支出による事業の廃止を行うこととした。</p> <p>(ア)a</p> <p>平成 23 年度から、事業実績報告書提出の際に、領収書等の支出を確認できる書類を添付するよう、運営委員会に周知するとともに、運営委員会の適正な開催について、平成 24 年 2 月の運営委員会連絡会にて指導した。事業実績報告書類との突合を徹底し、適正な処理に努めている。</p> <p style="text-align: right;">（教育環境課）</p>

<p>額の内訳額が、同 20 年度の実績報告書と同じ内容となっている運営委員会が散見された。</p>	
<p>b 平成 21 年度 1 年間の利用総件数が 0 件であるにもかかわらず、複数回の運営委員会議が開催され、交付額全てを支出したと報告している運営委員会があった。</p>	<p>【措置済(平成 27 年 7 月 29 日通知)】 平成 23 年度から、事業実績報告書提出の際に、領収書等の支出を確認できる書類を添付するよう、運営委員会に周知するとともに、運営委員会の適正な開催について、平成 24 年 2 月の運営委員会連絡会にて指導した。事業実績報告書類との突合を徹底し、適正な処理に努めている。 (教育環境課)</p>
<p>c 平成 21 年度は地域登録団体のみの利用を認めている学校で、1 年間を通じて 1 団体のみの利用であるにもかかわらず、複数回の運営委員会議が開催され、交付額全てを支出したと報告している運営委員会があった。</p>	<p>【措置済(平成 27 年 7 月 29 日通知)】 平成 23 年度から、事業実績報告書提出の際に、領収書等の支出を確認できる書類を添付するよう、運営委員会に周知するとともに、運営委員会の適正な開催について、平成 24 年 2 月の運営委員会連絡会にて指導した。事業実績報告書類との突合を徹底し、適正な処理に努めている。 (教育環境課)</p>
<p>(イ) 実査した学校及び公民館において、各事業対象校の運営委員会から提出された平成 21 年度の運営委員会名簿において委員として名前の記載されている学校教頭、又は公民館館長等に聴取を行ったところ、当該学校又は公民館で経理関係の業務が行われていない場合、学校教頭等が平成 21 年度の学校校庭夜間開放運営委員会名簿に自らの名前が記載されていることを知らない、平成 21 年度学校校庭夜間開放事業実績</p>	<p>【措置済(平成 27 年 7 月 29 日通知)】 運営委員会の適正な開催について、平成 24 年 2 月の運営委員会連絡会にて指導した。事業計画書類提出時に確認を徹底し、適正な処理に努めている。 (教育環境課)</p>

<p>報告書等において記載されている会議等に参加したことがない、また提出された書類を全く見たことがない、という運営委員会が散見された。</p>	
<p>イ 経済性の観点から校庭夜間開放事業に係る指導員配置の必要性等について見直しを求めるもの (スポーツ振興課)</p> <p>市は、平成 21 年度及び同 22 年度における福岡市立学校校庭夜間開放事業(以下「校庭夜間開放事業」という。)による校庭利用に際して、地域登録団体による定例的な利用か、全市登録団体による一時的な利用かを問わず、開放時間中の見守り、事故防止及び開放施設の管理等を行う指導員を配置し、1 回の利用に伴う業務への謝礼金として毎回 4,000 円を支出していた。</p> <p>配置された指導員は、第三者としての役割を果たすことを求められており、業務の性質から考えると、本来、当該利用団体の代表者やメンバーではない人物が、指導員として配置される必要がある。しかしながら、平成 21 年度の校庭夜間開放事業において、指導員が代表者となっている地域登録団体の利用日に、当該指導員が配置されるという事例が散見された。</p> <p>上記、利用の際の指導員配置の実態から、利用に際しては、必ずしも利用団体と関係のない第三者の指導員配置は必要ないと思われる。経済性の観点から、指導員の業務として位置付けている業務内容及びその執行方法等に関して見直しを行い、より効率的・効果</p>	<p>【措置済(平成 27 年 7 月 29 日通知)】</p> <p>平成 24 年度から、経済性の改善策として、指導員の謝礼金額を見直した。</p> <p>学校施設開放のあり方については、教育委員会、市民局、こども未来局が連携して、地域、関係者等の意見を伺いながら、抜本的な見直しの検討を行った。</p> <p>平成 28 年 4 月の実施に向けて方針決定を行い、校庭の夜間開放は、体育館の開放と同様に使用団体の自主管理とし、校庭夜間開放指導員は廃止することとした。</p> <p>また、使用時間の徹底及び照明の消し忘れ防止のため、照明施設に自動消灯装置を設置するなど施設面での整備を行うとともに、開放施設の適切な使用、マナーについて、登録団体への指導を徹底し、マナー違反のあった団体に対しては、団体登録取消しを行うなど、必要な措置を行うこととしている。</p> <p>(教育環境課)</p>

<p>的な事業の実施方法について検討の上、校庭夜間開放事業に係る指導員配置の必要性について見直しを行われたい。</p>	
<p>ウ 学校体育館開放事業の助成金支出による事業実施方法の見直しを求めるもの</p> <p>(スポーツ振興課)</p> <p>平成 21 年度の福岡市立学校体育館開放事業（以下「学校体育館開放事業」という。）実施に係る事務処理において、市は福岡市地域スポーツ振興事業業務委託契約のなかで業務受託者に学校体育館開放事業を実施させ、各事業対象校の福岡市立学校体育館開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）への助成金（165,000 円）を支出させていた。各事業対象校の運営委員会の事務執行において、次のような不適切な事務処理となっていた。また各学校や公民館で行った実査の結果、運営委員会への助成金支出という方法についても、次のような状況が見受けられた。従って、各運営委員会への助成金支出による事業実施方法について、見直しを行われたい。</p> <p>(ア) 業務受託者が行った平成 21 年度の運営委員会への助成金支出事務において、各事業対象校の運営委員会から提出された平成 21 年度学校体育館開放事業実績報告書中、実績報告書の収入金額及び支出金額の内訳額が、同 20 年度の実績報告書と同じ運営委員会が散見された。しかしながら、市所管課はそれぞれの内容について具体的な調査、確認等</p>	<p>【措置済(平成 27 年 7 月 29 日通知)】</p> <p>学校施設開放のあり方については、教育委員会、市民局、こども未来局が連携して、地域、関係者等の意見を伺いながら、抜本的な見直しの検討を行った。</p> <p>平成 28 年 4 月の実施に向けて方針決定を行い、助成金支出による事業の廃止を行うこととした。</p> <p>(ア)</p> <p>平成 23 年度から、事業実績報告書提出の際に、領収書等の支出を確認できる書類を添付するよう、運営委員会に周知するとともに、運営委員会の適正な開催について、平成 24 年 2 月の運営委員会連絡会にて指導した。事業実績報告書類との突合を徹底し、適正な処理に努めている。</p> <p>(教育環境課)</p>

<p>を行うことなく、業務完了と認めていた。</p>	
<p>(イ) 実査した学校及び公民館において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>a 実際の委員会設置や会議開催の状況、支出内訳が、市への報告書と異なっていた運営委員会が散見された。</p>	<p>【措置済(平成 27 年 7 月 29 日通知)】</p> <p>平成 23 年度から、事業実績報告書提出の際に、領収書等の支出を確認できる書類を添付するよう、運営委員会に周知するとともに、運営委員会の適正な開催について、平成 24 年 2 月の運営委員会連絡会にて指導した。事業実績報告書類との突合を徹底し、適正な処理に努めている。</p> <p>(教育環境課)</p>
<p>b 平成 21 年度の領収書等の支出に係る証拠書類一式を廃棄しており、支出内容が確認出来ない運営委員会があった。</p>	<p>【措置済(平成 27 年 7 月 29 日通知)】</p> <p>平成 23 年度から、事業実績報告書提出の際に、領収書等の支出を確認できる書類を添付するよう、運営委員会に周知するとともに、運営委員会の適正な開催について、平成 24 年 2 月の運営委員会連絡会にて指導した。事業実績報告書類との突合を徹底し、適正な処理に努めている。</p> <p>(教育環境課)</p>
<p>c 各事業対象校の運営委員会から提出された平成 21 年度の運営委員会名簿において委員として名前の記載されている学校教頭又は公民館館長等に聴取を行ったところ、当該学校又は公民館で経理関係の業務が行われていない場合、学校教頭等が平成 21 年度の学校体育館開放運営委員会名簿に自らの名前が記載されていることを知らない、平成 21 年度学校体育館開放事業実績報告書等において記載されている会議等に参加したことがない、また</p>	<p>【措置済(平成 27 年 7 月 29 日通知)】</p> <p>運営委員会の適正な開催について、平成 24 年 2 月の運営委員会連絡会にて指導した。事業計画書類提出時に確認を徹底し、適正な処理に努めている。</p> <p>(教育環境課)</p>

<p>提出された書類を全く見たことがない、という運営委員会が散見された。</p>	
<p>エ 学校体育館開放事業に係る申請書等様式及び事務処理についての見直しを求めるもの</p> <p style="text-align: center;">(スポーツ振興課)</p> <p>福岡市立学校体育館開放事業実施要綱によると、福岡市立学校体育館開放事業（以下「学校体育館開放事業」という。）により学校の体育館を使用しようとする団体は、福岡市立学校体育館開放使用許可申請書（以下「申請書」という。）により市長（事業所管課であるスポーツ振興課）に申請し、市長の許可を受けなければならない、と定められている。申請書は3部複写式となっており、市長印の印影が印刷された福岡市立学校体育館開放使用許可書（以下「許可書」という。）及び福岡市立学校体育館開放使用許可書（控え）（以下「控え」という。）が添付されている。</p> <p>しかしながら、申請書は許可書及び控えが添付された状態で、各事業対象校に任意団体として設置された運営委員会の委員長に配付され、基本的に運営委員会が保管していた。運営委員会が申請書を受領した後に申請者に許可書を交付し、控えを自らが保管し、申請書を取りまとめて学校体育館開放事業の運營業務受託者に提出する、という手続きとなっていた。さらに申請書には市の決裁欄がなく、それぞれの申請書は学校体育館開放事業の運營業務を受託した団体が保管しており、業</p>	<p>【措置済(平成24年8月16日通知)】</p> <p>学校体育館開放事業に係る申請書については、当該事業専用の申請書を廃止し、運営委員会が学校校舎校庭使用許可申請書を学校へ提出することとした。</p>

<p>務所管課であるスポーツ振興課に提出される手続きにもなっていないかった。市の許可を実質的に任意の運営委員会が行うという、不適切な事務処理を行っていた。</p> <p>市長印の印影が印刷された許可書は、行政が適切に管理しなければならない。また使用許可申請に対する許可は行政として行う行為であり、民間に委託することはできない。しかしながら、ほとんど全ての市立小学校において学校体育館開放事業が行われていることから、その申請書全ての処理を市所管課のみで行うことは現実的ではない。適切な許可書の保管・管理及び事務処理が行われるよう、申請書等の様式及び事務処理について、見直しを行われたい。</p>	
--	--

2 こども未来局

監査の結果	措置の状況
<p>ア 昼間校庭開放事業の補助金支出による事業実施方法の見直しを求めるもの（こども育成課）</p> <p>平成21年度福岡市校庭開放運営委員会連絡会事業に対する補助金（25,000円）の支出事務において、各昼間校庭開放事業対象校の校庭開放運営委員会（以下「運営委員会」という。）の事務執行において、次のような不適切な事務処理となっていた。また各学校や公民館で行った実査の結果、運営委員会への補助金支出という方法についても、次のような状況が見受けられた。従って、各運営委員会への補助金支出による事業実施方法について、見直しを行われたい。</p>	<p>【措置済(平成26年8月26日通知)】</p> <p>教育委員会、市民局、こども未来局が連携して、学校施設開放のあり方について、助成金支出による事業実施方法の変更を含めた見直しの方向性を決定した。</p> <p>(ア)平成23年度からは、事業実績報告の際に、従来、各校区で保管するよう義務づけていた領収書等の支出証明書類の写しを添付・提出させることとした。これにより、事業実績報告書類との突合を徹底し、より適正な処理に努めていく。</p>

<p>(ア) 平成 21 年度の運営委員会への補助金支出事務において、各事業対象校の運営委員会から提出された平成 21 年度校庭開放事業実績報告書中、実績報告書の収入金額、支出金額の内訳額が、同 20 年度の実績報告書と同じ事例が散見された。しかしながら、市所管課は具体的な内容について十分な調査、確認等を行うことなく、業務完了と認めていた。</p>	
<p>(イ) 実査した学校及び公民館において、次のような事例が見受けられた。</p> <p>a 実際の委員会設置や会議開催の状況、支出内訳が、市への報告書と異なっていた運営委員会が散見された。</p>	<p>【措置済(平成 26 年 8 月 26 日通知)】</p> <p>(イ) a、b</p> <p>(ア)と同様、事業実績報告に際し、領収書等の支出証明書類の写しの添付・提出を義務づけ、事業実績報告書類との突合を徹底することで、より適正な処理に努める。</p>
<p>b 平成 21 年度の領収書等の支出に係る証拠書類一式を廃棄しており、支出内容が確認出来ない運営委員会があった。</p>	<p>また、平成 26 年 2 月の事務担当者会議、平成 26 年 6 月の運営委員長会議において、不適切な支出の事例等を例示・説明し、適正な運営がなされるよう指導を行っている。</p>
<p>c 各事業対象校の運営委員会から提出された平成 21 年度の運営委員会名簿において委員として名前の記載されている公民館館長等に聴取を行ったところ、経理関係の業務を行っていない公民館館長等が平成 21 年度の校庭開放運営委員会名簿に自らの名前が記載されていることを知らない、平成 21 年度運営委員会の事業実績報告書に記載されている会議等に参加したことがない、また市に提出された、事業決算報告書等を含む全ての書類を全く見たことがない、という運営委員会</p>	<p>【措置済(平成 26 年 8 月 26 日通知)】</p> <p>(イ)c</p> <p>地域の子どもを地域の大人が見守るという事業の趣旨を踏まえ、事業の監督と指導・助言という運営委員会の役割について、平成 26 年 2 月の事務担当者会議、平成 26 年 6 月の運営委員長会議で説明を行っている。</p> <p>今後も機会を捉えて、運営委員会の果たす役割についての啓発を行い、運営委員会の適切な運営に努めていく。</p>

が散見された。	
---------	--

3 教育委員会

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>ア 各学校長が行う目的外使用許可について適切な事務処理を行うよう求めるもの</p> <p style="text-align: center;">(施設整備課関連)</p> <p>市立学校の校庭、講堂兼体育館等の一時的な使用で、使用料の徴収を伴わない場合の目的外使用許可については、福岡市教育委員会教育次長以下専決規程により、管理者である学校長の専決事項と定められている。福岡市立学校校舎校庭使用許可実施要綱によると、学校長が校庭等の目的外使用を許可する場合、使用者から福岡市立学校校舎校庭使用許可申請書（以下「申請書」という。）を受理し、学校長が申請に基づいて使用の諾否を決定して決裁を行い、許可する場合はすみやかに使用者に許可書を交付し、教育委員会所管施設の目的外使用許可に係る調整業務を所管する施設整備課に、許可した内容を文書で通知しなければならない。さらに福岡市教育委員会公文書の管理に関する規則では、決裁処理された申請書は、公文書として5年間保存しなければならない、と定められている。</p> <p>また施設整備課は、制度が適切に運用されるよう、各学校を指導することが求められている。</p> <p>しかしながら、小学校、中学校及び特別支援学校が行った平成21年度及び同22年度の目的外使用許可に係る事務処理において、教職員が事務処理を十</p>	<p>【措置済（平成23年10月17日）】</p> <p>校庭・講堂兼体育館等の一時的な使用については、福岡市立学校校舎校庭使用許可実施要綱に基づき許可手続きを行うよう各学校に対し文書で通知し、周知徹底を図った。</p> <p>なお、平成21年度から、教育委員会、市民局、こども未来局が連携して、学校施設の地域開放に係る検討ワーキング会議及び関係課長会議において、学校施設開放のあり方について、根本的な見直しをすすめている。</p>

<p>分理解しておらず，以下のような不適切な事例が見受けられた。各学校において適切な事務処理が行われるよう，業務所管課は，学校に対して研修や指導等を行われたい。</p> <p>(ア) 文書による許可手続きを行わないままの使用 申請書の提出がなく，文書による許可手続きを行わないまま，特定の団体に継続的に体育館又は校庭を無料で使用させている学校があった。</p>	
<p>(イ) 公文書である申請書の廃棄，紛失 公文書である平成 21 年度分の申請書を廃棄又は紛失している学校があった。</p>	<p>【措置済（平成 23 年 10 月 17 日）】 文書保存については，福岡市教育委員会公文書の管理に関する規則に基づき公文書として 5 年間保存を行うよう各学校に対し文書で通知し，周知徹底を図った。</p>
<p>(ウ) 使用許可の決裁 多くの学校において，受理した申請書について，無料での使用許可について権限を有する学校長の決裁を受けないまま，教頭が許可書を交付し，使用させていた。</p>	<p>【措置済（平成 23 年 10 月 17 日）】 使用料の徴収を伴わない場合の目的外使用許可については，福岡市教育委員会教育次長以下専決規程に基づき，管理者である学校長の決裁を受けるよう各学校に対し文書で通知し，周知徹底を図った。</p>

4 市民局及び教育委員会

監査の結果	措置の状況
<p>ア 学校体育施設利用の申請手続きや窓口の統一化 (スポーツ振興課，施設整備課) 各学校において，市民局が利用申請者への許可を行っている福岡市立学校校庭夜間開放事業（以下「校庭夜間開放事業」という。）の実施対象時間中における校庭の利用や，福岡市立学校体育館開放事業（以下「学校体育館開放</p>	<p>【措置済(平成 27 年 7 月 29 日通知)】 学校施設開放のあり方については，教育委員会，市民局，こども未来局が連携して，地域，関係者等の意見を伺いながら，抜本的な見直しの検討を行い，平成 28 年 4 月の実施に向けて方針決定を行い，事業及び運営体制の統一を行うこととした。 また，平成 25 年度から校庭夜間開放</p>

<p>事業」という。)の実施対象時間中における講堂兼体育館利用について、目的外使用許可を受けて利用することが可能となっていた。また、こども未来局が行っている昼間校庭開放事業の実施対象時間中における校庭の利用についても、目的外使用許可を受けて利用することが可能となっていた。また目的外使用許可は、教育委員会施設整備課又は各学校が、それぞれ行うことができる。</p> <p>しかしながら、施設整備課は、各事業による予約重複の調整方法や、各許可権者が行う許可の相互把握の手順等を定めていなかった。また、市民局スポーツ振興課は、学校体育館開放事業に係る許可手続きを各事業実施校ごとに設置させた体育館開放運営委員会に行わせており、個別の許可状況を把握していなかった。そのため、平成21年度の事務処理において、以下のように、それぞれの許可権者が他の事業等による許可状況を把握できず、重複して許可を行ったり、許可手続きが漏れるという事例が見受けられた。利用者や各許可権者が行う手続き上の混乱を防ぐために、関係所属で協議の上、申請手続き等の見直しや窓口の統一化を図りたい。</p> <p>(ア) 他局の事業に重複する形で行われた目的外使用許可</p> <p>市民局又はこども未来局の実施している事業による許可に重複する形で、許可範囲等の条件を付さずに、学校が無料分として目的外使用許可を行った次のような事例が見</p>	<p>事業及び学校体育館開放事業を市民局から教育委員会に移管し、市民の利便性向上及び業務の効率化を図っている。</p> <p>(ア)a</p> <p>平成23年度から、現行の手続について、適切に行われるよう学校へ指導を行い、使用時間及び使用範囲を明確にした上で許可を行うよう徹底を図っている。</p> <p>(教育環境課)</p>
---	---

<p>受けられた。</p> <p>a 別団体に、有料での利用として校庭夜間開放事業による許可を市民局が行っている時間帯に、学校行事ではない18時から19時までを含む時間帯の利用に対して、目的外使用許可を行った。</p>	
<p>b 市民局が実施している学校体育館開放事業の対象日で、全て又は一部の時間が対象時間帯となっている利用に対して行われた許可と、全く同一の時間帯又は一部の時間帯が重複する形で、目的外使用許可を行った。</p>	<p>【措置済平成27年7月29日通知】</p> <p>(ア)b</p> <p>平成23年度から、現行の手続について、適切に行われるよう学校へ指導を行い、使用時間及び使用範囲を明確にした上で許可を行うよう徹底を図っている。</p> <p>(教育環境課)</p>
<p>c こども未来局が実施している昼間校庭開放事業による利用が行われる時間帯に、目的外使用許可を行った。</p>	<p>【措置済平成27年7月29日通知】</p> <p>(ア)c</p> <p>平成23年度から、現行の手続について、適切に行われるよう学校へ指導を行い、使用時間及び使用範囲を明確にした上で許可を行うよう徹底を図っている。</p> <p>(教育環境課)</p>
<p>(イ) 誤って行われた学校体育館開放事業による許可</p> <p>本来は教育委員会の目的外使用許可によるべき利用であるにもかかわらず、誤って市民局の所管する学校体育館開放事業による許可が行われた、次のような事例が見受けられた。</p> <p>a 使用日が開放事業対象日外、又は対象日だが使用時間が全く対象時間外であるにもかかわらず、学校体育館開放事業として許可した。</p>	<p>【措置済(平成25年8月6日通知)】</p> <p>市民局の学校体育館開放事業を教育委員会で行うこととした。それに伴い、体育館の利用は全て目的外使用許可によるものとなった。</p>

<p>b 使用目的がスポーツ以外と思われるにもかかわらず、学校体育館開放事業として許可した。</p>	<p>【措置済（平成25年8月6日通知）】 市民局の学校体育館開放事業を学校体育施設の有効活用を目的に教育委員会で行うこととした。それに伴い、使用目的がスポーツ以外でも許可対象となった。</p>
<p>(ウ) 地域行事での夜間照明用施設を用いた校庭の目的外使用許可 地域行事での夜間照明用施設を用いた校庭等の使用については、申請者が、市民局の所管する校庭夜間開放事業の業務受託者の承認を得た後で、別途、教育委員会施設整備課に目的外使用許可申請を行い、同課が無料分として使用許可を行うことを、市民局が学校校庭夜間照明施設目的外使用の取り扱い要領で定めていた。しかしながら申請者に、承認後の具体的な手続きを書類等で示しておらず周知も行っていなかったため、申請者から教育委員会への申請が漏れ、目的外使用許可手続きが行われないまま、夜間照明施設を用いた校庭の使用がなされていた事例が見受けられた。</p>	<p>【措置済（平成25年8月6日通知）】 市民局の校庭夜間開放事業を教育委員会で行うこととした。それに伴い、夜間照明施設も教育委員会所管とし、使用者は教育委員会への申請のみとなった。</p>

(監査の結果に関する報告に添えて提出する意見)

地域コミュニティの活性化に寄与するために貴重な地域資源である学校体育施設の有効活用を

監査の結果	措置の状況
<p>学校施設は、学校教育のために設置された施設であるが、法律によって、学校教育に支障のない範囲で、社会教育やスポーツ振興のための利用に努めることが求められており、またその他公共のための利用も可能となっている。</p>	<p>教育委員会、市民局、こども未来局が連携して、学校施設開放のあり方について、申請手続きや窓口の統一を含め、貴重な地域資源である学校体育施設が市民に有効に活用されるよう、平成25年度からの新制度実施に向け、根本的な見</p>

<p>本市が設置した学校の校庭，講堂兼体育館等の学校体育施設についても，本来の目的である学校教育での利用の外に，地域住民により，身近なスポーツ・レクリエーションの場として，またコミュニティー活動の場として利用されており，地域活性化の観点からも，重要な役割を担っている。また，広く市民からも利用されている。</p> <p>学校体育施設は，前記「第7 市立学校体育施設の市民への開放に関する概要」に記載したように，各事業所管局が行う学校体育施設の開放事業による利用のほか，教育委員会（学校）が随時行う目的外使用許可を受けて行う利用等，様々な形態で利用されている。</p> <p>開放事業を実施する各種運営委員会はそれぞれ独立して設置され，運営されている。運営委員会のメンバーもそれぞれ別に構成され，各運営委員会に対しては，各局からそれぞれの事業に係る補助金等が支出されている。各事業の内容，実施時期，事業による学校体育施設利用のための申請や許可の手続き等，全てが独立して実施されている。</p> <p>また学校体育施設において各局の事業が実施される場合でも，当該施設の同一時間帯の利用に対して，教育委員会は随時の目的外使用許可を行うことが可能となっている。許可の判断を行うのは，有料での利用については事務局の施設整備課，無料での利用については各学校となっている。</p> <p>にもかかわらず，教育委員会の目的外使用許可による利用と各局の事業による利用や，各局間の事業による利用につい</p>	<p>直しをすすめている。</p>
--	-------------------

ては、調整方法が全く定められていない。

以上のような状況のなか、学校施設等の利用を希望する市民は、複数の異なる申請方法があることを知り、それぞれの利用の内容がどの事業等に該当するのかを考えた上で、申請しなければならない状況にある。

各局から事業実施を委ねられた各種運営委員会は、それぞれのやり方で、学校や公民館と役割分担をしながら事業を実施している。

各公民館は、関与の範囲や方法等は公民館によって異なっているが、各局が実施するそれぞれの事業に関わっている。

そして、全ての事業等による学校体育施設等の利用調整業務は、最終的に当該学校に委ねられている。学校は、自校において各局が実施するそれぞれの事業内容を知り、関わることを、実態として求められている。

今回の行政監査において、前記「第 8 監査結果」に記載したとおり、様々な指摘事項等及びその他検討が望まれる事項が見受けられた。申請窓口も事務手続きも全て異なり、事業間の調整も制度化されていない複数の事業等があり、同時に利用が可能となっている現在の事務処理のあり方が、様々な誤りや関係者からの苦情等の起こる根本的な原因であると思われる。また多くの学校において見受けられた誤りの原因として、本来であれば学校組織としての対応が求められている事務について、学校運営に係る広範囲な事務を行っている教頭が、個人として関わっている状況も、その根本的な理由であると思われる。

現在、市民局やこども未来局が行っている各事業も、以前は全て教育委員会が実施していた。また、それぞれの事業が始まってから30年以上が経過し、社会も大きく変化しているが、事務処理方法等については基本的に事業開始当時と同じである。

学校体育施設は学校教育のために設置されているものであり、施設の目的外としての利用が可能かどうかの判断も、一義的に管理者である学校長が行うことになる。学校体育施設は、一般の公園等に設置された野球場や市民体育館等とは、目的も運営形態も異なっており、全て学校教育に支障のない範囲での利用となる。同時に、学校体育施設は市民の財産であり、市民のために有効に活用される必要がある。

昨今の地域における重要な課題である地域コミュニティの活性化に寄与するため、貴重な地域資源である学校体育施設の有効活用に向け、次の事項を提言する。

(市の各業務担当組織及び地域組織の役割分担の明確化と連携体制の強化)

- ・ 申請手続きに係る市の各種事業等所管課、学校、公民館等関係組織の役割が明確になり、市民が学校体育施設を、簡潔かつ明解な手続きで利用できるように、各局が実施している学校体育施設利用に係る事務処理について、局間を超えた見直しを行われたい。

(利用し易く、地域に開かれた仕組みづくり)

- ・ 申請者の不便や申請手続き上の混乱

<p>を防ぐために、申請窓口や申請手続きの一本化についても検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none">• 学校体育施設の利用促進が図られ、利用者にとっても、学校や公民館にとっても、地域の子どもたちが学ぶ学校の体育施設利用を通じて、良好な関係が築かれるような仕組みが作られることを希望する。	
--	--